

松江市水道事業における漏水による使用水量の認定及び料金の減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市水道給水条例（平成17年松江市条例第359号。以下「条例」という。）第25条第2号及び第30条並びに松江市水道給水条例施行規程（平成17年松江市水道事業管理規程第26号。）第15条第1項に規定する、漏水による使用水量の認定及び水道料金の減額又は免除（以下「漏水減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 計量水量 定例日において計量した水量（漏水量を含む水量）をいう。
- (2) 推定使用水量 使用者が実際に使用したと推定される水量をいう。
- (3) 推定漏水量 計量水量から推定使用水量を差し引いた水量をいう。
- (4) 漏水負担水量 推定漏水量のうち、使用者等が負担する水量をいう。
- (5) 漏水減免後の認定使用水量 漏水減免後の水道料金の算定の基礎となる水量をいう。
- (6) 使用期間 条例第24条に規定する定例日から次の定例日までの期間をいう。
- (7) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（平成15年度厚生労働省調査「給水装置関係技術実態調査給水装置構造材質調査試験（システム基準）報告書」において「給水装置」と規定されたものを含む。）

- (8) 給水用具 給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓・湯沸器等の給水用の用具をいう。ただし、ホース等容易に取り外し可能な状態で接続されるものは含まない。
- (9) 貯水槽水道 水道法（昭和32年法律第177号）第14条第2項第5号に規定する「貯水槽水道」をいう。
- (10) 使用者等 水道の使用者、水道管理人、給水装置の所有者及び代理人をいう。

(漏水減免の対象事由)

第3条 条例第30条の漏水減免の対象となる漏水は、使用者の善良な管理のもとにあつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、当該漏水に係る修理が完了したものに限り。

- (1) 給水装置の損傷又は故障による漏水
- (2) 貯水槽水道の貯水槽本体の損傷及び貯水槽水道に係る給水装置の損傷又は故障による漏水（水道法第34条の2又は条例第37条に規定する管理を行っている場合に限る。）
- (3) クーリングタワー、太陽熱温水器等の器具本体の損傷による漏水（容易に移動が可能な

状態で使用されている器具を除く)。

(4) 水洗便所のロータンのレバーハンドルの故障による漏水

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、漏水減免の対象としない。

(1) 上下水道局からの漏水の指摘があり、又は漏水していることを知りながら、正当な理由なしに、長期間にわたり当該漏水の修理を行わなかった場合

(2) 漏水減免の対象とした使用期間（以下「漏水対象期間」という。）から1年以内に同一箇所が生じた漏水である場合

(3) 減免対象期間の推定漏水量が10立方メートル以下である場合

(4) 漏水のあった箇所ごとに法令に定められた方法以外の方法による修理を行った場合

(5) 使用者等に重大な過失がある場合

3 地震、風水害、土砂災害等の自然災害及び火災（以下「自然災害等」という。）を起因とする漏水で当該漏水箇所の修理が困難であると認められる場合は、第1項ただし書の規定は、適用しない。

4 やむを得ない理由により、当該漏水箇所の修理を完了することができず、仮止水（止水栓を閉じ水道の使用を中止すること等で漏水を一時的に止めることをいう。）をした場合は、その仮止水をもって、第1項に規定する当該漏水に係る修理の完了とみなすものとする。なお、当該漏水箇所の修理が完了した場合は速やかに事業者の修理証明と漏水箇所が特定できる写真（修理前と修理後等の写真。）を付して書面により届出なければならない。

（漏水減免の対象期間）

第4条 漏水減免の対象となる期間は、当該漏水箇所の修理完了日の属する使用期間（前条第4項を適用した場合は、仮止水を行った日の属する使用期間）とし、当該使用期間の前から漏水が継続していた場合は、当該使用期間及びその直前の使用期間とする。

2 前条第3項の規定により同条第1項ただし書の規定を適用しない場合の漏水減免の対象となる期間は、前項の規定にかかわらず、当該漏水が発生した日の属する使用期間とする。

（漏水減免の申請）

第5条 漏水減免を受けようとする者は、水道料金等減免申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により減免対象期間の末日から2か月以内に管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除き、申請書に当該漏水箇所の修理を行った事業者の修理証明を受け、漏水箇所が特定できる写真（修理前と修理後等の写真。）を添付しなければならない。

3 当該漏水が自然災害等に起因する場合は、前項に規定するもののほか「り災証明書」を添付しなければならない。

4 第3条第4項を適用して申請した後、当該使用場所において当該漏水箇所の修理が完了す

るまでの間は、この要綱に基づく減免を申請することができない。

(漏水減免の決定又は却下)

第6条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、速やかに漏水減免の可否を決定し、下水道の汚水量及び使用料の減免内容と併せて、漏水による水道料金等減免決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(料金減額の取り消し)

第7条 管理者は、料金の減額を受けた者が、不正行為をしていたと認められる場合は、その決定を取り消し、減額分を返納させるものとする。

(漏水負担水量)

第8条 管理者が漏水減免の要件を満たすと認めたとき、漏水負担水量は推定漏水量の5割とする。

2 前項の規定にかかわらず、自然災害等に起因する漏水(申請書に「り災証明書」の添付がある場合に限る。)は、漏水負担水量を0立方メートルとする。

(漏水減免後の認定使用水量の算出方法)

第9条 漏水減免後の認定使用水量は、推定使用水量に第8条により算出された漏水負担水量を加えて算出する。ただし、算出された漏水減免後の認定使用水量に、1立方メートル未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

2 前項の漏水減免後の認定使用水量について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号により各使用期間毎の上限を定める。

(1) 推定使用水量が20立方メートル以上の場合

漏水減免後の認定使用水量が推定使用水量の3倍を超える場合は3倍を上限とする。

(2) 推定使用水量が20立方メートル未満の場合

漏水減免後の認定使用水量が60立方メートルを超えるときは60立方メートルを上限とする。

(漏水負担水量の特例)

第10条 前条により定めがたい場合または公益上その他特別な理由がある場合はこの要綱の規定によらないことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、漏水減免に関し必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
(松江市水道事業における漏水による使用水量の認定及び料金減免に関する取扱要領の廃止)
- 2 松江市水道事業における漏水による使用水量の認定及び料金減免に関する取扱要領（平成 22 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(松江市簡易水道事業における漏水による使用水量の認定及び料金の減免に関する取扱要綱の廃止)
- 2 松江市簡易水道事業における漏水による使用水量の認定及び料金の減免に関する取扱要綱（平成 23 年 8 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 22 日から施行する。
(松江市水道事業における凍結破裂漏水による使用水量の認定及び料金の減免に関する取扱要綱の廃止)
- 2 松江市水道事業における凍結破裂漏水による使用水量の認定及び料金の減免に関する取扱要綱（平成 31 年 1 月 7 日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。